

Facebook



日本労働組合総連合神奈川県連合会西湘地域連合 連絡事務所:平塚市宮松町6-10チサカビル2F

西湘地域連合機関紙 2018年9月27日 発行人:齊藤政和 編集責任:諸星尚文

8月6日、神奈川県地方最低賃金審議会は、2018年度の神奈川地方最低賃金について目安 通り27円(983円)を採決により答申することを決定致しました。

使用者側委員は。最低賃金の引き上げは元来生産性向上とそれに基づく持続的な付加価値の増 大、拡大を踏まえ、適正な水準金額で実施することが基本である。目安の27円はその算定根拠、 説明は不明確で、納得感を持っているものではない。目安どおりに改定した最低賃金983円は 影響率25.6%。近県との格差が拡大しない26円以下であれば意見を一致せざるを得ない。 労働者側委員は、現在の最低賃金の水準ではワーキングプアを解消できない水準である。201 7年連合リビングウエイジ(労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準)による1080 円を到達目標とすべきであると主張。また、ハローワークにおける求人募集水準を見ると静岡 県・山梨県の募集水準が高騰しており、神奈川県県西部における中小企業を取り巻く経営的な課 題は、最低賃金の水準格差より、人材確保に向けた求人水準高騰が課題であり、隣県を踏まえた 最低賃金引き上げの抑制ではなく、適正な価格転嫁等に対する支援が急務である。

影響率ではCランクの25円の引き上げでも25.5%と僅差であることなどから目安の27 円を主張。

その結果審議会では労働側賛成5名、公益側賛成4名と使用者側反対5名の採決により10月 1日より最低賃金を983円とすることがきまりました。

この結果に対し

神奈川県労働組合総連合(全労連)から最低賃金を1000円以上。1500円をめざすこと を求める。

神奈川県タクシー協会から賃金の引き上げは生産性が向上して初めて可能であり、タクシー事 業者を始めとする地域の中小・零細企業の実態をまったく顧みない内容である。

秦野商工会議所から最低賃金の引き上げは地元小規模・零細事業者の収益性を悪化させ、雇用 調整や事業の縮小、廃業などの悪影響を及ぼし、ひいては地域社会の崩壊につながることが危惧 される。

3つの異議申し立てが出されましたが、それぞれを審議した結果審議会での結論通り983円 に引き上げると決定されました。